**（記　入　例）**【参考様式５－１０】

※　この運営規程の例は、あくまでイメージであり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。（特定福祉用具販売と特定介護予防福祉用具販売と共用で使用可）

|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　規　程　の　例 | 作成に当たっての留意事項等 |
| △△△指定特定福祉用具販売  [指定特定介護予防福祉用具販売] 事業運営規程  （事業の目的）  第１条　＊＊＊が設置する△△△（以下「事業所」という。）において実施する指定特定福祉用具販売事業[指定特定介護予防福祉用具販売事業]（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態［要支援状態］の利用者に対し、適切な指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]を提供することを目的とする。  （運営の方針）  第２条　指定特定福祉用具販売においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、福祉用具を販売することにより利用者の日常生活の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。  　　指定特定介護予防福祉用具販売においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具を販売することにより利用者の日常生活の便宜を図り利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。  ２　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。  ３　事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。  ４　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。  ５　指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。  ６　指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。  ７　前６項のほか、指定特定福祉用具販売においては、吹田市介護保険法施行条例（平成25年吹田市条例第7号）第3条に定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を遵守し、事業を実施するものとする。  　　指定特定介護予防福祉用具販売においては、吹田市介護保険法施行条例（平成25年吹田市条例第7号）第5条に定める指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守し、事業を実施するものとする。  （事業所の名称等）  第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  （１）名　称　　△△△  （２）所在地　　○○市○○町○丁目○番○号○ビル○号  （従業者の職種、員数及び職務の内容）  第４条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。  （１）管理者　１名  管理者は、従業者及び業務実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定特定福祉用具販売事業[指定特定介護予防福祉用具販売事業]の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。  （２）専門相談員　○名（常勤　○名、非常勤　○名）  専門相談員は、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担を軽減するよう、適切な特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]の選定を行うとともに、その相談に応じる。  特定福祉用具販売計画（特定介護予防福祉用具販売計画）（指定福祉用具貸与の利用があるときは、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成する）の作成・変更等を行う。また、特定福祉用具販売計画（特定介護予防福祉用具販売計画）に記載した目標の達成状況の確認を行う。  （３）事務職員　○名（常勤又は非常勤　○名）  必要な事務を行う。  （営業日及び営業時間）  第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。  （１）営業日　〇曜日から〇曜日までとする。  ただし、祝日、○月○日から○月○日までを除く。  （２）営業時間　午前〇時から午後〇時までとする。  （指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供方法及び取扱種目）  第６条　事業所で行う指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供方法は次のとおりとする。  　（１）指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて選定し、使用できるよう専門的知識に基づき、使用方法の指導、留意事項、販売費用等に関する情報を提供する。  （２）対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕又は指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行う。  （３）指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供に当たっては、機能、使用方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。  （４）対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努める。  ２　事業所において取り扱う特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]の種目は次のとおりである。  １．腰掛便座  ２．自動排泄処理装置の交換可能部品  ３．排泄予測支援機器  ４．入浴補助用具  ５．簡易浴槽  ６．移動用リフトのつり具の部分  （利用料等）  第７条　特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]を販売した場合の利用料の額は、別添料金表によるものとする。  ２　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。  　（１）事業所から片道〇〇キロメートル未満　〇〇〇円  　（２）事業所から片道〇〇キロメートル以上　〇〇〇円  ３　特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用については、実費とする。  ４　前３項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。  ５　指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。  （通常の事業の実施地域）  第８条　通常の事業の実施地域は、大阪市○○区、〇〇市、○○町、○○村の区域とする。  （衛生管理）  第９条　事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。  ２　事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。  （１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対  策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うこと  ができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催する  とともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。  （２）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針  を整備する。  （３）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延  の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。  （事故発生時の対応）  第１０条　事業所は、利用者に対する指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。  ２　事業所は、指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。  ３　事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。  （苦情処理）  第１１条　指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。  ２　事業所は、提供した指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]に関し、法第23条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ３　事業所は、提供した指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。  （個人情報の保護）  第１２条　事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。  ２　事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。  （虐待防止に関する事項）  第１３条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。  （１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装  置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的  に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底  を図る。  （２）虐待防止のための指針を整備する。  （３）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。  （４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を  設置する。  ２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者  （利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。  （業務継続計画の策定等）  第１４条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。  ２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。  ３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。  （地域との連携等）  第１５条　事業所は、指定指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供を行うよう努めるものとする。  （身体的拘束等）  第１６条　事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。  （その他運営に関する留意事項）  第１７条　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。  (1)　採用時研修　採用後〇ヵ月以内  (2)　継続研修　　年〇回  ２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。  ３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。  ４　事業所は、適切な指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。  ５　事業所は、指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]に関する諸記録を整備し、特定福祉用具販売計画（特定介護予防福祉用具販売計画）の記録については当該計画に基づく指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供を終了した日から、その他の記録については当該記録を作成し、又は取得した日から５年間は保存するものとする。  ６　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は＊＊＊と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。  附　則  この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。   |  | | --- | | （別添）料金表 | | ・「△△△」は、事業所の名称を記載してください。  ・「＊＊＊」は、法人名を記載してください。  ・所在地は、住居表示のとおりとし、丁目、番、号、ビル名を正確に記載してください。  ・兼務の場合は「○○と兼務」と記載してください。  ・常勤と非常勤に分類して記載してください。  〇名以上の表記も可。  ・事務職員は、配置する場合のみ記載してください。  ・営業日、営業時間は、利用者からの相談や利用受付等が可能な時間を記載してください。  ・事業所で取扱う種目すべてについて、料金表（商品カタログ可）を作成してください。  【料金表に記載すべき項目】  　①福祉用具の種目  　②品名（商品名、メーカー名）  　③品番（製品型番、ＴＡＩＳコード等）  　④料金  ・通常の実施地域に係る交通費は、介護報酬に含まれます。  ・用具の搬入に際し、通常の実施地域に係る交通費は、介護報酬に含まれます。  ・原則として、市町村単位（大阪市は区単位）で設定してください。  ・市区町村内で詳細に分ける場合は、客観的に区域が特定できるように定めてください。  ・第１５条については、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕を提供する場合は記載してください。  ・「＊＊＊」は、法人名を記載してください。  ・運営規程の最後に事業所で作成した料金表（商品カタログ可）を添付してください。 |